



《減額対象家屋》

(裏面)

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

- ア 登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅であること。
- イ 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築されたものであること。
- ウ 耐火建築物（主要構造部を耐火又は準耐火構造とした建築物）であること。
- エ 当該住宅の建設に要する費用について、国の補助を受けているものであること。
- オ 住戸の戸数が10戸以上であること。
- カ 住居として貸家の用に供する部分の床面積が、当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積全体の2分の1以上であること。
- キ 一戸当たりの床面積が30㎡以上160㎡以下であること。

ただし、併用住宅の場合は人の居住の用に供する床面積とし、共同住宅等の場合は、共用部分を独立的に区画された各部分の床面積により配分して、それぞれの床面積に算入します。

《減額される範囲》

1戸当たり120㎡までの固定資産税額が対象です。都市計画税は減額されません。

《減額される額》

固定資産税額の3分の2が減額されます。

《減額期間》

新築から5年度分まで減額されます。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116 FAX. 0721-20-2012